

## 知多市工場立地法地域準則条例に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、知多市工場立地法地域準則条例（平成25年知多市条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地を整備するに当たり、整備する緑地に関する事項を定め、質の高い緑地の形成を図ることにより、本市の環境に配慮しつつ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）の例による。

- (1) 高木 成木に達した時の樹高が3.5メートル以上になる樹木
- (2) 低木 高木以外の樹木

### (適用対象者)

第3条 この要綱の適用を受ける者（以下「対象者」という。）は、条例第3条に規定する区域において、同条の規定する面積率を適用し、法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出をする者（以下「対象者」という。）とする。

### (緑地整備基準)

第4条 対象者は、法第4条第1項第1号に規定する緑地を整備するときは、次の各号に規定する事項に留意し、高木及び低木を適切に配置することで、周囲からの景観に配慮し、視覚的に緑のボリュームの向上に努めた緑地（以下「樹林地」という。）を整備しなければならない。

- (1) 10平方メートル当たり2本以上の高木が配置されていること。この場合において、低木3本を高木1本に、成木に達した時の樹高が5メートル以上の樹木1本を高木2本にそれぞれ代えることができる。
- (2) 条例第3条に規定する面積率を適用し緑地等を新設する場合は、当該面積率に相当する緑地等が特定工場敷地内の周辺部に配置されていること。

(3) 条例第3条に規定する面積率を適用し、既存の緑地等を減少させる場合において特定工場の周辺に住宅地があるときは、当該住宅地に面した当該特定工場の敷地内に、特定工場が発する騒音、振動等が当該特定工場周辺の環境に及ぼす影響を減少させるための緑地等が残置されていること。

(4) 条例第3条に規定する面積率を適用し、既存の緑地等を減少させる場合は、特定工場敷地の道路に面した敷地内には、特定工場が発する騒音、振動等が当該特定工場周辺の環境に及ぼす影響を減少させるための緑地等を残置させること。

(5) 地上部に設けられていること。

(適用除外)

第5条 第4条の規定は、樹林地が、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た最低限設置することが必要な緑地面積以上となった場合には、適用しない。

(届出)

第6条 対象者は、法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出をしようとするときは、緑化計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

(緑地以外の環境施設)

第7条 対象者は、法第4条第1項第1号に規定する環境施設を整備するときは、緑地以外の環境施設の整備は最小限とし、緑地の整備を優先するよう努めるものとする。

(緑地の維持管理)

第8条 対象者は、この要綱の規定により整備した樹林地について適切な維持管理に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に条例第3条に規定する工業専用地域において工場立地法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による届出を行っている者は、第4条の規定は、適用しない。

第1号様式（第6条関係）

緑化計画書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

施設番号	緑地面積	植栽計画		植栽密度	樹木の種類等
		高木 (本)	低木 (本)		
合計					